

1 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の概要

(1) 北部大阪都市計画道路の変更

「大阪府都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、評価した結果、伊丹空港線、豊中岸部線、熊野田新田線、千里園熊野田線及び曽根箕面線の一部区間を廃止し、大阪箕面線及び服部吹田線の廃止を行う。

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
豊中市	3・4・203-8号 伊丹空港線	豊中市蛭池東町三丁目地内	一部区間の廃止
	3・4・203-9号 豊中岸部線	豊中市夕日丘一丁目、赤阪一丁目、箕輪一丁目、立花町三丁目、立花町二丁目、末広町三丁目、末広町二丁目、岡町北三丁目、熊野町一丁目、旭丘、熊野町二丁目、西泉丘一丁目、東泉丘一丁目、東泉丘三丁目及び東泉丘四丁目地内	一部区間の廃止
	3・4・203-12号 大阪箕面線	豊中市本町一丁目、本町七丁目、本町四丁目、本町九丁目、千里園三丁目、桜の町一丁目、柴原町一丁目、柴原町二丁目、桜の町二丁目、柴原町三丁目、桜の町三丁目、桜の町四丁目、桜の町五丁目、春日町一丁目、春日町二丁目、宮山町四丁目、永楽荘一丁目、春日町三丁目、永楽荘二丁目、春日町四丁目、永楽荘三丁目、永楽荘四丁目、北緑丘一丁目及び春日町五丁目地内	廃止
	3・4・203-13号 熊野田新田線	豊中市上新田一丁目、上新田三丁目、熊野町二丁目、西泉丘一丁目、東泉丘一丁目、熊野町三丁目、東泉丘二丁目、東豊中町五丁目、上新田二丁目及び上新田四丁目地内	一部区間の廃止
	3・4・203-21号 千里園熊野田線	豊中市千里園一丁目、刀根山一丁目、千里園二丁目、刀根山二丁目、千里園三丁目、本町九丁目、上野西二丁目及び上野西一丁目地内	一部区間の廃止
	3・5・203-29号 曽根箕面線	豊中市北緑丘一丁目及び上野坂二丁目地内	一部区間の廃止

豊中市	3・6・203-44号 服部吹田線	豊中市服部本町一丁目、北条町一丁目、浜一丁目、北条町三丁目、小曾根一丁目、小曾根二丁目及び北条町四丁目地内	廃止
-----	----------------------	---	----

(2) 東部大阪都市計画道路の変更

「大阪府都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、評価した結果、池田秦線、梅が丘黒原線及び打上線の一部区間の廃止を行う。

対象市名	路線名	変更区域	変更内容
寝屋川市	3・4・215-14号 池田秦線	寝屋川市川勝町、秦町、八幡台、太秦桜が丘、三井が丘二丁目、三井が丘四丁目、池の瀬町、宇谷町、明徳一丁目、明徳二丁目、寝屋一丁目及び寝屋新町地内	一部区間の廃止
	3・4・215-17号 梅が丘黒原線	寝屋川市黒原新町、黒原橋町、黒原旭町、高柳二丁目、高柳町五丁目及び高柳六丁目地内	一部区間の廃止
寝屋川市 交野市	3・5・215-26号 打上線	寝屋川市打上中町及び大谷町並びに交野市星田西一丁目地内	一部区間の廃止

(3) 南部大阪都市計画下水道の変更

南部大阪都市計画泉大津、和泉、高石公共下水道については、大阪湾流域別下水道整備総合計画において、泉大津市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道、和泉市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道及び高石市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道へ段階的に統合される計画であることから、廃止を行う。

対象市名	下水道の名称	変更区域	変更内容
泉大津市 和泉市 高石市	南部大阪都市計画 泉大津、和泉、高石公共下水道	泉大津市臨海町一丁目、助松町一丁目、助松町二丁目、助松町三丁目及び助松町四丁目並びに和泉市上町、鶴山台一丁目、鶴山台二丁目、鶴山台三丁目及び鶴山台四丁目並びに高石市高師浜一丁目、千代田一丁目、千代田二丁目、千代田三丁目、千代田四丁目、千代田五丁目、千代田六丁目、高師浜一丁目、高師浜二丁目、高師浜三丁目、高師浜四丁目、羽衣四丁目、羽衣五丁目、加茂一丁目、加茂二丁目、加茂三丁目、加茂四丁目、西取石五丁目、西取石六丁目、取石三丁目、取石四丁目及び取石六丁目地内	廃止

2 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の掲示場所及び掲示期間

(1) 掲示場所

市役所	府庁
豊中市都市計画推進部都市計画室 寝屋川市まち政策部都市計画室 交野市都市整備部都市計画課 泉大津市都市政策部下水道課 和泉市上下水道部下水道整備課 高石市土木部都市計画課	都市整備部総合計画課

(2) 掲示期間

- ア 北部大阪都市計画
平成25年7月17日（水）から同月31日（水）まで
- イ 東部大阪都市計画
平成25年8月1日（木）から同月15日（木）まで
- ウ 南部大阪都市計画
平成25年8月5日（月）から同月19日（月）まで